

碧南市公契約条例に係る特約条項

(労働環境報告書の提出)

第1条 予定価格1,000万円以上の公契約のうち規則で定める契約を締結した受注者（以下「対象受注者」という。）は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類（以下「労働環境報告書」という。）を作成し、契約締結後速やかに市長等に提出しなければならない。

2 対象受注者は、本契約に係る一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、労働環境報告書を作成させ、対象受注者に労働環境報告書を契約締結後速やかに提出させ、それらを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。

なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結される時も同様に扱うものとし、労働環境報告書をすべての下請負者から対象受注者に提出させるものとする。

(労働者への周知)

第2条 対象受注者は、次に掲げる事項について、作業所の見やすい適切な場所に掲示し、書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) この条例が適用される労働者の範囲
- (2) 愛知県の地域別最低賃金
- (3) 申出をする場合の申出先
- (4) 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

(不利益取扱いの禁止)

第3条 事業者は、労働者から条例8条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入検査等)

第4条 市長等は、労働者から条例第8条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境確認書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

3 第1項の規定により立入調査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、対象事業者又は対象労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置等)

第5条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

2 前項の規定により是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

3 市長等は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表するものとし、市長は入札参加停止の措置を講ずることができる。

- (1) 労働環境確認書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。
- (2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。
- (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。